

歯科診療所における口腔外バキューム整備促進事業

広島市内の歯科診療所に対し、

口腔外バキュームの整備費を助成します！

本事業は、歯科治療を介した飛沫の飛散による新型コロナウイルス感染症の院内感染を防止することを目的としています。

対象施設

広島市内の歯科診療所

- 歯科医師会の会員・非会員の別は問いません。
- 保険医療機関以外の歯科診療所を含みます。

対象経費

口腔外バキュームの購入及び設置に係る経費

- 移動型・据置型・ユニット固定型等の別は問いません。
- 新品・中古品の別は問いません。
- 国や県など他の補助金等の給付を受けるものは対象外です。

助成金額

対象経費（税込）の **4 / 5**

限度額 **50万円**（1診療所当たり）

対象期間

購入・設置（納品）・実績報告が

様式1・2を用いるものは令和2年4月1日～令和3年3月29日

様式3を用いるものは令和2年4月1日～令和2年12月21日

提出期限

様式1・3：令和2年12月21日まで（必着）

様式2：令和3年3月29日まで（必着）

※早めの提出をお願いします。

問い合わせ・申請先
（申請受付は原則郵送のみ）

一般社団法人広島市歯科医師会
事務局 口腔外バキューム助成金担当

〒732-0057 広島市東区二葉の里3丁目2番4号

TEL: 082-262-2662 FAX: 082-262-2668
ホームページ: <http://www.hiroshima-da.com/>

手続きの流れ

これから整備する場合（設置が令和3年3月29日までのものに限る。）

1 申請

様式1

交付申請書（様式1）に見積書及び預金通帳等の写しを添付し、広島市歯科医師会に提出（原則郵送のみ受付）

- 申請受付は令和2年12月21日まで（必着）

広島市歯科医師会 審査、交付決定の通知

2 整備

口腔外バキュームの購入・設置、支払

3 実績報告

様式2

実績報告書兼請求書（様式2）に納品書及び領収証書の写しを添付し、広島市歯科医師会に提出（原則郵送のみ受付）

- 実績報告受付は令和3年3月29日まで（必着）

広島市歯科医師会 交付額の確定・通知、支給（口座振込）

既に整備している場合（設置日が令和2年4月1日以降のものに限る。）

実績申請

様式3

交付申請兼実績報告書（様式3）に預金通帳、納品書及び領収証書の写しを添付し、広島市歯科医師会に提出（原則郵送のみ受付）

- 実績申請受付は令和2年12月21日まで（必着）

広島市歯科医師会 審査、交付額の確定・通知、支給（口座振込）

※各種様式は広島市歯科医師会のホームページからダウンロードできます。

申請書等の入手方法

広島市歯科医師会のホームページを開く

<http://www.hiroshima-da.com>

トップページ上段中程の「健診等本会事業のご案内」をクリック

<http://www.hiroshima-da.com/project>

ページ最下部の「広島市の歯科診療所における口腔外バキューム整備促進事業」
をクリック <http://www.hiroshima-da.com/project/vacuum/>

事業計画書、事業案内リーフレット、各種様式がダウンロードできます

留意事項

申請について

- 申請は1診療所当たり1回のみです。（限度額内であっても複数回に分けて申請できません。）

申請書等の提出方法等について

- 申請書等は原則郵送で提出してください。その際、封筒の表面に「口腔外バキューム整備促進助成金関係書類在中」と朱書きするなどしてください。
- 申請書等には、整備した口腔外バキュームの製品名等が分かる書類を添付してください。
- 見積書、納品書、領収証書は写しを提出してください。**提出書類は返却できません。**
- 振込口座の通帳の写しは必要事項が全てわかるページをコピーしてください。
- 書類に不備不足がある場合は受付に時間がかかります。申請等受付期間に御注意ください。
- 申請書等の様式をホームページから入手し難い場合は、担当まで御連絡ください。

助成金の振込について

- 助成金は実績報告書兼請求書又は交付申請兼実績報告書の受付後内容を審査の上で振込します。
- **口座情報の誤記入により年度内に振込できない場合は助成金をお支払できません。**
- 助成額は対象経費の支出額を根拠に、50万円を限度として確定します。

その他

- 助成金交付決定施設の名称等は、広島市等において公表することがあります。
- 本助成金により購入した口腔外バキュームは、適切に使用・管理・保管してください。なお、購入金額50万円以上の場合は、法定耐用年数（7年）を経過するまでの間、譲渡・交換・貸付・担保・廃棄は行わないでください。

Q & A

Q

助成金を申請したが、納品が令和3年3月30日になった。助成対象になるか。

助成対象外になりますのでご注意ください。

Q

口腔外バキュームを購入し、令和2年3月31日以前に納品され、4月1日以降に代金を支払った。助成対象になるか。

令和2年3月31日以前に納品されたものは、同年4月1日以降に代金を支払った場合であっても対象外です。

Q

既に口腔外バキュームを1台所有しているが、2台目以降の購入経費は助成の対象になるか。

助成対象になります。古い機種への更新（買い替え）も助成対象です。同時に2台以上を購入する場合も上限50万円の範囲内で助成対象になります。

Q

口腔外バキュームの整備費の自己負担分（上限額50万円を超える分）を広島県の助成金で賄うことは可能か。

できません。今回の助成対象となった同一の口腔外バキュームについて、県や国等の他の補助金等の交付を受けることはできません。

Q

50万円の口腔外バキュームと20万円のN95マスクを購入した。助成金はいくらか。

口腔外バキューム整備費以外は対象外のため、助成額は40万円です。N95マスク等については広島県の助成金を活用してください。

Q

中古品の口腔外バキュームの購入費用は助成対象となるか。

正常に機能するものであって、製品名等が分かる書類があれば助成対象になります。

Q

口腔外バキュームのフィルター購入費用は助成対象となるか。

既存の口腔外バキュームのフィルター購入費用のみでは助成対象になりません。